

一般廃棄物処理業の手引(令和7年3月版)改訂内容新旧対照表

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)
1	表紙	発行年月	令和6年2月	令和7年3月
2	背表紙	発行年月	令和6年2月発行	令和7年3月発行
3	凡例	法令・要綱等の基準日 (改正のあった関係法令 の施行年月日に修正)	*法令、要綱等については令和5年10月1日現在のものです。	*法令、要綱等については令和6年4月1日現在のものです。
4	P.30	1 新規許可申請 (1)特別区内において 初めて業の許可を申請 するとき	区長が定める試験(以下「能力認定試験」という。)に合格していなければなりません。能力認定試験は、「収集運搬業」と「処分業」に区分されており、別々に実施されます(令和6年2月現在、収集運搬業の能力認定試験は、実施していません。)。試験日、申込期間等は、年度ごとに定められます。なお、個人として許可を取得した場合、取得後5年を経過しないと、法人への変更はできません。	区長が定める試験(以下「能力認定試験」という。)に合格していなければなりません。能力認定試験は、「収集運搬業」と「処分業」に区分されており、別々に実施されます(令和7年3月現在、収集運搬業の能力認定試験は、実施していません。)。試験日、申込期間等は、年度ごとに定められます。なお、個人として許可を取得した場合、取得後5年を経過しないと、法人への変更はできません。
5	P.35	《別表1》収集運搬業の 許可申請に係る添付書 類 13 運搬施設に関する 書類	②自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること* 1)	<u>②自動車検査証記録事項の写し</u>
6	P.35	*印	*1 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、 <u>自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出</u> してください。	削除
7	P.38	変更許可申請 (1)申請方法等	④ 申請書に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。	④ <u>添付書類</u> に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。
8	P.40	変更承認申請 (1)申請方法等	③ 申請書等に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください	③ <u>添付書類</u> に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)
9	P.42	(2)変更承認事項及び 添付書類 2 運搬施設の種類及び 数量 車種	②変更後の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*5)	<u>②変更後の自動車検査証記録事項の写し</u>
10	P.42	(2)変更承認事項及び 添付書類 2.運搬施設の種類及び 数量 増車	③自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*5)	<u>③自動車検査証記録事項の写し</u>
11	P.43	*5	*5 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、 <u>自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。</u>	削除
12	P.44	(1)届出方法等	② 届等に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください	② <u>添付書類</u> に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。
13	P.46	(2)変更事項及び添付 書類 1 個人 氏名	④自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*4)	<u>④自動車検査証記録事項の写し</u>
14	P.46	(2)変更事項及び添付 書類 2 法人 名称	③自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*4)	<u>③自動車検査証記録事項の写し</u>
15	P.47	(2)変更事項及び添付 書類 5 運搬施設 代替	①変更後の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*4)	<u>①変更後の自動車検査証記録事項の写し</u>
16	P.47	(2)変更事項及び添付 書類 5 運搬施設 代車	①代車として使用する自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*4)	<u>①代車として使用する自動車検査証記録事項の写し</u>

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)
17	P.47	(2)変更事項及び添付書類 5 運搬施設 自動車検査証(自動車登録番号、最大積載量)	① 変更後の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*4) ② 変更後の運搬車の写真(自動車登録番号を変更した場合) *届け出前3か月以内に撮影されたものに限る。 ③ 変更前の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し(両方とも提出すること*4)(自動車登録番号を変更した場合)	① <u>変更後の自動車検査証記録事項の写し</u> ② 変更後の運搬車の写真(自動車登録番号を変更した場合) *届け出前3か月以内に撮影されたものに限る。 ③ <u>変更前の自動車検査証記録事項の写し(自動車登録番号を変更した場合)</u>
18	P.47	*4	*4 令和5年1月以降に発行された自動車検査証は、所有者又は使用者、有効期間の満了日が確認できないため、自動車検査証記録事項の写しと合わせて提出してください。	削除
19	P.49	7 業の廃止届 (1)届出方法等	③ 届等に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。	削除
20	P.49	7 業の廃止届 (1)届出方法等	④ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。	③ 郵送により届出者控用の返送を希望する場合は、返信に必要な郵便切手を貼付し、宛名を記入した返信用封筒を添えて届け出てください。
21	P.50	8 許可証再交付申請	③ 申請書に押印する印鑑は、必ず登録印(印鑑証明書と同じもの)を使用してください。	削除
22	P.50	8 許可証再交付申請	④ 再交付申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします	③ 再交付申請に際して、手数料を納付する必要があります。窓口申請の場合は、清掃協議会の窓口でお渡しする納付書により、申請書を提出する当日に金融機関で納付してください。郵送申請の場合は、清掃協議会から別途お知らせします
23	P.58	(7)対象となる期間、提出期限及び提出方法等	① 実績報告書作成において集計が必要な期間及び対象物 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に処理をした一般廃棄物 ② 令和5年度分実績報告書の提出期限 令和6年4月30日(火) 厳守	① 実績報告書作成において集計が必要な期間及び対象物 令和 <u>6</u> 年度(令和 <u>6</u> 年4月1日～令和 <u>7</u> 年3月31日)に処理をした一般廃棄物 ② 令和 <u>6</u> 年度分実績報告書の提出期限 令和 <u>7</u> 年4月30日(<u>水</u>) 厳守

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)
24	P.66	(3)非医療廃棄物	医療関係機関から排出される廃棄物でも、医療事務等医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、非感染性一般廃棄物同様に、指定処理施設で受け入れています。 ただし、指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。	医療関係機関から排出される廃棄物でも、医療事務等医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、「普通ごみ」の許可を受けている業者であれば取り扱うことができ、非感染性一般廃棄物同様に、指定処理施設で受け入れています。 ただし、指定処理施設に持ち込むにあたっては、非感染性一般廃棄物と同様に、医療関係機関が、事前に医療廃棄物排出状況申告書【様式No.28】を所在する区の清掃事務所に提出して確認を受ける必要があります。(品川区を除く)
25	P.71	1 指定処理施設への持込 (1)持込方法について	※し尿関係は、品川清掃作業所(P.82)へお問い合わせください。	※し尿関係は、品川清掃作業所(P.82 参照)へお問い合わせください。
26	P.71	2 継続持込みの手続き	一般廃棄物を定期的・継続的に、概ね毎週指定処理施設に持ち込む場合、清掃一組（清掃一組処理施設に搬入する場合）又は排出場所所管区の清掃事務所（最終処分場に搬入する場合）の承認を受ける必要があります。 なお、新規に継続持込承認申請を行う場合は、申請の1か月前から承認までの2か月間、毎週搬入実績があることが必要です（P.72（2）①イ参照）。	一般廃棄物を定期的・継続的に、概ね毎週指定処理施設に持ち込む場合、清掃一組（清掃一組処理施設に搬入する場合）又は排出場所所管区の清掃事務所（最終処分場に搬入する場合）の承認を受ける必要があります。 以下削除
27	P.72	(2)継続持込みの承認・廃止について(清掃一組処理施設へ搬入する場合)	② 持込みの承認期間は、許可期間を超えない範囲で2年を限度とします。 * 一般廃棄物処理業の許可期間とは承認期間が異なる場合がありますので注意してください。	② 継続持込みの承認期間は、許可期間を超えない範囲で2年を限度とします。 * 一般廃棄物処理業の許可期間とは承認期間が異なる場合がありますので注意してください。
28	P.74	(6)持込承認内容の変更等	(6)持込承認内容の変更等	(6) 継続持込みの承認内容の変更等について

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)																				
29	P.75	3 臨時持込みの手続き (1) 臨時持込受付・申請 手続きについて	(1) 臨時持込受付・申請手続きについて	(1) 臨時持込 <u>みの</u> 受付・申請手続きについて																				
30	P.76	(3) 持込承認カードの使 用禁止	(3) 持込承認カードの使用禁止	(3) 持込承認カードの <u>取扱いについて</u>																				
31	P.76	(5) その他	④ 指定処理施設に搬入する場合は、必ず運転日報【見本 No.3】とマニフェストを携 帯してください。	④ 指定処理施設に搬入する場合は、必ず運転日報【見本 No.3】と <u>一般廃棄物管 理票</u> (マニフェスト)を携帯してください。																				
32	P.77	処理施設別搬入受付時 間	◇ 処理施設別搬入受付時間 ◇ (令和6年2月現在) <table border="1"> <tr> <th>工場名</th><th>早朝搬入</th><th>昼間時間帯</th><th>夜間搬入</th><th>日曜搬入</th></tr> <tr> <td>千歳^{※2}</td><td>5:00～8:00</td><td>8:20～15:45</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> * 搬入終了時間の 15 分前には、受付を済ませてください。 * 全ての工場で、平日昼休み(12:00～13:00)も受付を行っています。 * 代車による搬入は、平日の昼間時間帯(昼休みを除く)に限ります。 * 北清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。 ※1 隣接する大田清掃工場第一工場は、搬入先変更時の変更先として案内します (搬入計画は定めません)。	工場名	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入	千歳 ^{※2}	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—	◇ 処理施設別搬入受付時間 ◇ (令和<u>7</u>年<u>3</u>月現在) <table border="1"> <tr> <th>施設名</th><th>早朝搬入</th><th>昼間時間帯</th><th>夜間搬入</th><th>日曜搬入</th></tr> <tr> <td>千歳—</td><td>5:00～8:00</td><td>8:20～15:45</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table> * 搬入終了時間の 15 分前には、受付を済ませてください。 * 全ての<u>施設</u>で、平日昼休み(12:00～13:00)も受付を行っています。 * 代車による搬入は、平日の昼間時間帯(昼休みを除く)に限ります。 * 北清掃工場、江戸川清掃工場は現在建替え中です。 ※1 隣接する大田清掃工場第一工場は、搬入先変更時の変更先として案内します (搬入計画は定めません)。 以下削除	施設名	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入	千歳—	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—
工場名	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入																				
千歳 ^{※2}	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—																				
施設名	早朝搬入	昼間時間帯	夜間搬入	日曜搬入																				
千歳—	5:00～8:00	8:20～15:45	—	—																				
33	P.78	(1) 指定処理施設へ持 ち込む場合に携帯する もの	① 持込承認カード(継続持込みする場合のみ) ② 廃棄物臨時持込確認申請書(臨時持込みする場合のみ)	① 持込承認カード(継続持込み <u>の場合</u>) ② 廃棄物臨時持込確認申請書(臨時持込み <u>の場合</u>)																				

	頁	概要	令和6年2月版(旧)	令和7年3月版(新)						
34	P.82	清掃一組処理施設(清掃工場・中防等)一覧	◇清掃一組処理施設(清掃工場・中防等)一覧 ◇ (令和6年2月現在) <table><tr><td>施設名</td><td>住 所</td><td>電話番号</td></tr></table>	施設名	住 所	電話番号	◇清掃一組処理施設(清掃工場・中防等)一覧 ◇ (令和7年3月現在) <table><tr><td>施設名</td><td>住 所</td><td>電話番号</td></tr></table>	施設名	住 所	電話番号
施設名	住 所	電話番号								
施設名	住 所	電話番号								
35	P.100	A.41	A.41 実績報告書の用紙は送付しません。 この手引の様式をコピーして使ってください。なお、様式と同一の内容が記載されていれば、表計算ソフトなどで作成した報告書でも構いません。	A.41 実績報告書の用紙は送付しません。 <u>清掃協議会ホームページからダウンロード</u> して使ってください。なお、様式と同一の内容が記載されていれば、表計算ソフトなどで作成した報告書でも構いません。						
36	P.134	(標識の掲示等)	第 14 条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。	第 14 条 登録再生利用事業者は、 <u>主務省令で定める様式の標識について、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u> により公衆の閲覧に供しなければならない。						
37	P164	東京二十三区清掃協議会一般廃棄物処理業許可取扱要綱 附則	この要綱は、平成 25 年4月1日から施行する。 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。	この要綱は、平成 25 年4月1日から施行する。 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。 <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u>						
38	P.170	様式№3 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書	印	押印廃止に伴い「印」の表記を削除						
39	P.171	様式№4 一般廃棄物処分業変更許可申請書	印	押印廃止に伴い「印」の表記を削除						
40	P.172	様式№5 変更承認申請書	印	押印廃止に伴い「印」の表記を削除						

	頁	概要	令和6年2月版(旧)					令和7年3月版（新）				
41	P.173	様式No.6 変更届	印					押印廃止に伴い「印」の表記を削除				
42	P.175	様式No.8 業の廃止届	印					押印廃止に伴い「印」の表記を削除				
43	P.176	様式No.9 許可証再交付 申請書	印					押印廃止に伴い「印」の表記を削除				
44	P.192	様式No.23 添付書類省 略申出書	印					押印廃止に伴い「印」の表記を削除				
45	P.223	各担当部署一覧 葛飾区	各担当部署一覧 (令和6年2月現在)					各担当部署一覧 (令和7年3月現在)				
			区	担当部署	〒・所在地		電話番号	区	担当部署	〒・所在地		電話番号
			略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
			葛飾	環境部 清掃事務所 事業調 整係	124-0012	立石 5-13-1	3693-6113	葛飾	環境部 清掃事務所 事業調 整係	125-0054	高砂 1-1-1	3693-6113
			略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
46	裏表紙	ホームページアドレス	記載なし					https://www.tokyo23-seisokyogikai.jp				